

○中条主査 今日わざわざお越しいただきまして、ありがとうございます。IT・通信タスクフォースで、在日米国商工会議所からのヒアリングを開始させていただきます。

前もって資料をいただきまして、一通り目を通させていただきましたので、この中で「特に具体的にこういう問題があるので、ここを何とか解決してほしい」という具体的な要望のお話を、今日、是非、お聞かせいただければと思います。

規制改革会議は政策を立案するというよりは、どちらかといえば、「現実こういう規制があって、それがビジネス活動を阻んでいて、消費者の利益を阻害しています。そこをこの具体的な規制を何とかしていきましょう」というのが役割でございますので、いただいた資料の中にはかなり一般的なお話も書いてございますけれども、私たちとしては、具体的に、例えば「ここへこういうことをやろうとしたら、こういう規制があって、だめと言われた」とか、そういうお話を、是非、お聞かせいただきたいと思っておりますので、どうぞ、よろしく願いいたします。

○杉原委員長 どうもありがとうございます。

まず、全体のお話を申し上げますと、インターネット・エコノミーといいますか、この大きな地響きを立てて変わってきているインターネットを介した経済活動を日米で協力していけば、その果実を得ることができると思ひまして、在日の私たち、実は日本の企業も入っておりますけれども、私たちでこのようなタスクフォースを作ったのです。

私たちのスタンスは、日本は日本の独自のハイブリッド・アプローチであっていいと思っています。アメリカのやり方をそのまま押しつけようというような気持ちもなければ、ヨーロッパの方がいいという気持ちもありません。そのいいところを日本は取っていただいて、自らの経済に役立ててほしいと。

ただ、インターネットというものがつながっている関係上、その日本だけの、いわゆるガラパゴス・ソリューションのようなものは余り望ましくないのではないかと。できれば、日米で対話することによって、多分、日米がプライバシーとかセキュリティとか、いろいろな決め事をするによって、インターネットエコノミーがもっと広がっていくのではないかと。

そのための日米対話を必要とし、それが来年、APECを日本がホストするし、その次がアメリカでございますので、それにつなげていこうではないかというのがそもそものところでございます。それで、まず、レギュレーションのお話をさせていただきます。今お配りしたエコノミストの記事に書いていますとおり、レギュレーションは必要ではないと言っているのではなくて、有効なレギュレーションが有効なときに有効な方法であるということは極めて重要ですがけれども、いかんせん、日本の場合は時期が遅れていたり、有効な方法でなされていなかったりということが多いのではないかとというような疑問は持っております。

そして、その最適なレギュレーションがあって、では、それでいいかというと、日本にはその次の商慣行というか、社会行動様式というか、レギュレーションとは言えないまで

も、いろいろなソーシャル・インペディメント（社会的な障害）があつて、そこがインターネット・エコノミーの発展を阻害していると思っています。

ただ、レギュレーションをよくしないと、そのソーシャル・インペディメントまで行かないので、レギュレーションから話を始めようという構成になっています。

このインターネットエコノミータスクフォースで5つの重要な原則を決めました。それが「透明性」「簡潔性」「公平性」「一貫性」、そして「国際的調和」ということですが、レギュレーションにおいても、あるいは商慣行とか社会行動様式においても、やはり、ここを担保しないと、その国民に対して説明もできないし、その経済的な利益も発展できないだろうと思っています。

その観点から、まず、具体的なことを申し上げます。情報・通信ということですので、いわゆる情報・通信融合法というものが、今、策定をされているところではございますけれども、その融合法ができたから、何か、「みなよくなるのだ」という議論ではないと思っています。

確かにパーティカルな業界の構造を水平に変えるというのは、これからの方向として望ましいことではありますけれども、例えばその中でNTTをどうするかというようなことを、非常に、大変、大きな関心を持っております。そういう意味で、まず、一番ですけれども、関心事の一つはNTTです。

NTTが、今後、どうあるべきか。話は「2010年に見直す」となっているけれども、今はそれが始まったとも聞いていないし、まず、NTTのローカルなアクセス網をどのように、要するに無差別原則の中でアクセスを保障されるのかという問題と、また、そのコストについていかに透明で、そのコストが見えるのかということ。

そして、NTT自身が、今後、いろいろな傘下の会社間で、関係性が全然、見えてこなくて、それこそ、レギュレーションには基づかない不明瞭な商慣行とか、そういうものが行われると、これは競争を阻害するし、私たち、ほかの企業にとっても好ましい状態ではないと。

日本全体に関して言っても、NTTは、法律の中で国内でその活動がある種、規定されているわけですから、非常にざっくりばらんに申し上げまして、海外でNTTがビジネスをして外貨を稼いで、その利益でもって日本の消費者に何か利益を得るようなビジネスが今の枠組みでできるかというのは、これもなかなかできたいと。

そういうことも含めて、そのNTTの在り方、NTT法がもっと透明で、先ほどの五原則に基づいて議論されることを望んでいるということが、まず具体的なお願いとしての一つです。

二つ目ですが、政府において、規制の部分と産業振興の部分が、よく言えば融合しておりまして、悪く言えば、ごっちゃになっていて、特定の技術を何か日本独自の特定の技術を盛り上げて、何とかそれを発展させていこうというような節が見える。

ということからも考えて、政府内における産業振興の組織と、それから規制、レギュラ

トリーの部分は分けるべきであるというふうに提言をさせていただこうと思います。

平たく言えば、経済産業省の情報畑と、総務省の情報畑とを足して、総務省のレギュラトリーの電波とか通信を見ているところをFCCとかOfcomのように引いてしまったらどうかという提言です。

何がその問題なのだというと、産業振興の部分はリダンダンシーとか、あるいは特定の技術を進めようというような、マーケットによらない恣意的なものが見えるということもあります。また、電波の配分とか、どうしても特定の技術を振興しようとしたときに、そこにバイアスのかかった配分が行われる可能性があるというようなことから鑑みて、その部分は第三者的な独立機関を設置した方が望ましいと思います。

と同時に、例えば今回の地デジの変換のように、国民経済に多大な利益というか、不利益もですけれども、もたらし、コストをかけるようなものはできる限り、第三者的な、政治的な意図から離れたところの方が望ましいのではないかと考えています。それが独立機関です。

これに関係しているところでは、試験的にではありますけれども、電波のオークション制度を取り入れてはどうかと考えています。全部というわけではありませんけれども、幾つかの面でオークション制度を、一回、試験的にやってみてもいいかなという理由があります。

一つは、例えば、今、自分が持っている電波の横は技術的に拡張しやすいので、そこはインカンバント（先行者）として欲しいかもしれない。簡単に言うと、「うちの前の土地はガレージにしたりするのにちょっとぐらい高く買ってもいいけれども、離れたところは余り価値がない」ということがあるので、そういう人たちに向けて電波をオークションするのは、制度として考えてもよいかもしれない。

二つ目は、いわゆる電波利用料の算定基準がマーケットを経ていないので、どういう根拠になったか。一応、根拠はありますけれども、それがマーケットプライスに合致しているかというのを、一度もオークションをやっていない中では、正当化することができるかどうか。そういう問題もあって、一度は、オークションをやるのが望ましいかもしれない。

三つ目は、もう、地デジの跡地は用途が決まっていますけれども、余りにもその用途と場所を決め過ぎて、そこでビジネスをしたいという人たちの具体的な意見がなかなか反映できない。そこに市場原理を取り入れることによって、「その電波だったら、私たちは幾らでも買って、そこでビジネスをしたい」というニーズがもしあったとしたら、それがガバメントの恣意的とは申しませんが、裁量によって、なかなかイネープリングできないというのは問題ではなからうかと。

今後、その中で懸念するというか、期待するというか、それはBSのチャンネルの配分が、今、話題になっておりますけれども、せっかくですから、その内容を、ガバメントが見てやるよりも、もう、ほとんどBSの場合はトラポも決まっているし、その装置をわざ

わざ持たなければいけないという形ではありません。

それが携帯事業者とかと大分違うところで、ですから、いいビジネスモデルがあれば、それがチャネルを取っていくべきだと考えますので、こういうところはオークションなどの市場原理を取り入れて、そういう配分をしたらどうかと思っております。

○川端委員 今、その周波数と技術、利用目的は結びつけられています。イノベーションを進めるためにどんな技術を開発していけばいいかはやはり民間主導でないとなかなか進みにくいという構造になっていると思うのです。

というのは、最終的に周波数がこの目的のためにこの技術を使いたいのだがということがあると、どうしても、良い技術開発ができて、最終的にはビジネスには持っていけないということもあるので、やはり、ある程度、市場原理が導入されていて、新しいビジネスを立ち上げたい、あるいは新しい技術を開発したいという人たちが自由にそれができるような環境が整っていけば、非常に助かるのではないかと考えております。

周波数の割当てと技術がセットになっていますので、「この技術でないこの周波数帯では使えません」というルールができあがってしまっており、そこが難しいところだと思っています。

○フォスター理事兼副委員長 少し追加的に申し上げますと、本当に思いきってこの電波の分野において、規制緩和をやれば、これが日本の経済の再建にもつながると思います。そのいい事例としてイー・モバイルがあります。イー・モバイルという会社はデータカードを提供する会社で、うちのメンバーであります。それで御存じだと思いますけれども、他社が利用できないわずかな周波数、電波をもらって、それに基づいてビジネスをつくったのです。

以前は膨大なタワーをつくらないと、ネットワーク、普及はできなかったけれども、今は10キロか20キロぐらいの、本当に看板のようなものがビルの上とか、高い所に置けば、それが一つのタワーになるわけです。

それから、イー・モバイルが18か月のうちに、ほぼ全国にわたるネットワークをつくり、データサービスと提携をすることになったのです。それはすばらしいことですが、次のステップでは技術革新による新たなビジネスの可能性が証明されたと思います。

つまり、データカードだけではなくて、コンピューター、ネットブックと一緒にデータカードを売ったのです。それから、PCをただにして、データ契約をすれば100円とか1万円でコンピューターが買えます。ましてや、これは小型コンピューターです。やはり、今まで見ていないコンピューターが日本に入って、大いにPCマーケットの構造が変わりました。

弊社も最初はこういう技術革新に少々困惑しました。しかし、いろいろ調整して、イー・モバイルといい協力関係をつくって、お互いに新しいマーケットを開発したのです。

それで、今までのPCの使い方、ノートがネットブックの誕生によって、大分、変わってきました。これは一つの事例ですが、わずかなスペクトラムの提供によっ

て、全く新しいビジネスがつくられて、また日本だけではなくて世界的に新しいビジネスチャンスが誕生してきたのです。

そういう観点から、規制緩和を上手にすれば、大いに日本の経済構造、また競争基盤を変えることができると思います。

○杉原委員長 規制に関係することだけ継ぎ足しますと、いわゆる3Gのアンテナが、昔、一つ、大体、1億円ぐらいでしたが、それはNTTが抱きかかえている間、そのNTTのファミリー企業で大体、1億円ぐらいでしたが、やはり、ファーウェイという中国の会社とか、そういうところがそういうものをつくるようになって、今、大体、2,000万円もしなくなりました。1,000万円弱でできます。

今、フォスター理事が言ったようなリピーターに関して言えば、もう、100万円とか150万円です。それはやはり全世界で3Gが行われているということ。そこは競争が激しくなって、要するに民間企業だから規制がどうかという話ではないかもしれませんが、NTTがやはり自分のところのファミリー企業にもものをつくらせていた時代から、国際的なマーケットで競争をさせるようになって、そういうアンテナとか、いわゆるベースステーションのようなものもちょっと安くなってきた。そういう関係もあり、今のようなビジネスが花咲いたという状況もございます。

あと、電波のところだけ幾つか言わせていただきますと、そのほかに電波のレギュレーションに関する事で、電波干渉に関しての取り決めがあります。

電波の干渉については、インカンバントに優先順位が与えられているので、新しく入っている技術はインカンバントの電波に対して干渉しないように、自分が引かなければいけないわけです。そうすると、時間軸で考えていただいてもわかるとおり、遅れた技術にプライオリティーがあって、優れた技術に対してはプライオリティーが低いということになります。それは返して言えば、電波の有効利用という観点からはいかなものかとも思います。

勿論、干渉検討は重要ではありますが、その取り決めにもう少し柔軟に考えることは必要なのではないかと。電波といっても、スペクトラムの端からスペクトラムの端まで全て使っているわけではなくて、その中の真ん中辺しか使っていないようなところもあるので、その端のぎりぎりをあたかも使っているように想定をして、その入ってくる新しい技術との干渉検討をして、新しい技術のところがいわゆる引っ込んでしまうというのはいかなものか。これはレギュレーションでございます。

それから、あと電波取引です。これは基本的にはやはりオークションを前提にですけれども、セカンダリーな取引をもう少し促進してもいいのではないかと。だから、ここがロジックでは非常に難しいのですが、周波数が割り当てられたものを取引に出すかというのと、これはなかなか難しい問題ですが、しかし、一旦、政府に返してまた配られるプロセスは2年以上かかります。大体、今は干渉検討をするのに1年半かかって、電波監理審議会を使って何かするのに半年以上かかるので、やはり2年ぐらい空白期間があります。

これは非常にもったいないし、その有効利用という面からも、国民経済的な面からも、これはむだだと思うのです。だから、勿論、その電波を配ったりするプロセスは早くしていただきたいとは思いますが、と同時に、何かその返したときに、あるいは返す前にそれを二次的な利用をしたいという人に配るような、そういう仕組みを取り入れてはどうか。レギュレーションとも関係がありますし、仕組論とも関係があると思います。

それから、電波利用料のありようとか、電波利用料そのものとか、電波利用料が国策技術に使われているというのは、一見いいのかもしれませんが、それはある意味ではマーケット・ディストーションでもあるし、そういうことが本当はいいのかと。

それから、電波利用料が本当に合理的なプライスで合理的な使用目的があって、今、行われているかということは、もう一度、見る必要があるのではないかと。

○中条主査 今、電波利用料の収入が電波の運営以外のものに使われていて、それが特定企業に補助されている。そういうことをおっしゃっているのですか。

○杉原委員長 特定企業ではありませんが、NICTには補助されています。NICTは特定企業からいろいろな研究者が来ているという、構造になっておりますけれども、そこはいかなものかなということ。電波利用料でもう一つ言えば、今の法律の中ではいわゆる Wi-Fi とか、皆が自由に使えるというか、そこから法律では電波利用料を取れることになっています。今は事実上、取れないから取っていませんけれども、一昨年、これが大きな 이슈 になって、私たちも反対しましたが、そういうパブリック・ドメイン的な公共で使う電波からその電波利用料を取るといのは、いかなものかと。

今の法律の枠組みでは、それが取れるような枠組みになっておりますので、それはいかなものかということが、電波利用料ではあります。

最後になりますが、今の 이슈 と関係がありますが、もっとそのホワイトスペースとか、要するに東京では使うけれども、四国では使わないような周波数帯を四国で有効利用をするというのも、これはレギュレーションの中なのです。日本はやはり一律、全体でやっけてしまいますので、そこを有効利用してほしい。

あと、今、申しました無線 LAN のような、皆が使えるような電波帯を何とかあけてほしいというのが、電波の中の要望としてございます。

次はセキュリティーとプライバシーですが、これも法律なのかユーセージなのかという微妙な領域ですけれども、やはり、個人情報保護法の見直しというか、海外の人にとってみれば、個人情報保護法に書いていることと、実際、運用されていることのそのギャップが余りにも大き過ぎて、本当に守るべきものは何で、本当にどこは有効活用したらいいのかということがわかりにくいと。

特に今、御承知のように、購買履歴とか、行動履歴とか、そういうものを利用して新しいサービスを展開したり、あるいはビジネスのマーケティングに役立てたりという、BI (ビジネスインテリジェンス) といましようか、そういうものが非常に盛んになってきて

いる中で、どのデータを使って、あるいはどのような形で使えばいいかということが、まだ、今の法律の中では定義をされていないのです。

そこが余りにもあいまいであるから、リスクを恐れるが余り、「全部、使わなければ大丈夫だ」ということになりつつあると。ですので、そこをきちんとした決まりをつくっていただいて、ここからここはこうすればいい、あるいはこういう形であれば、その情報を使ってもいいというような形のレギュレーションにしてほしいというか、レギュレーションをしてほしいということです。

○フォスター理事兼副委員長 それに一つ、付け加えて申し上げますと、このことは日本のIT分野において、さまざまな法律にも言えると思います。つまり、非常に漠然として、また、いろいろな省庁にまたがるものですから、ビジネスをどうすればいいのか、全くわからないのです。

透明性もないし、潔白性もないし、また最終的に公平ではないです。特に外資系の企業は、例えば弊社の場合はいる人がほとんど営業職であり、規制について深く調べられる、規制に対していつでも対応できる人が非常に少ないため、何か各省庁が明確な指導、または明確なルールがなければ、なかなかビジネスチャンスを取って、新しい商品、新しいことを日本に持ってくるのはリスクが高過ぎて、結局、日本パッシングになってしまうのです。

一步後退して全体図を見ると、外国投資は日本においては極めて低い状況です。今、3%前後です。OECDの平均は25%です。英国のような積極的に外国投資を歓迎する国は、GDPに対して6割近い状況です。

それから、外国投資は新しいビジネス、新しいテクノロジー、それから新しい雇用、それが日本の経済を再建するため、活性化するため、最も重要な要件です。つまり、この全体の話で外国投資をいかに増やせるか。これが日本の経済再建のかぎだと思うのです。

5年前に当時の小泉総理は、外国投資倍増の目標を立てましたが、5年後の今現在はまだ3%に達していない。出発は2.5%ですので、倍増という話は5%にするということです。それでさえも達せられなかったことは、日本の経済の最も危険なアキレス腱だと思います。

そういう意味で、規制緩和を考えるにあたっては、規制をなくすことだけでは十分ではありません。あるときは規制はとてもしっかりとです。しかし、その規制の志向とか、その規制の説明が明確でなければなりません。

特に外資系の企業は日本の企業と同じようにリソースがないから、各外資系企業において、特に日本の場合は、規制を調べ、また規制のコンプライアンスはかなりビジネスの負担になりますので、これが外国の投資、外国企業の活動を制限する非常に大きな要素だと思います。

○杉原委員長 今、フォスター理事の言ったことで、2つ、私としてフォローしたいポイントがありまして、「ある種、規制をしてほしい」というのと、「その規制のやり方を変

えてほしい」という2つの面が実は私たちの話の中ではありません。

例えばですけれども、何か月か前ですが、インターネット上の有害情報をどういうふう  
に規制しようかというお話があったときに、政府がその有害情報を特定して、それを規制  
するという方向に進みがちでしたが、いろいろな人の努力と、あとは総務省の考えもあり、  
反対にそれは民間でやるべきことと政府がやるべきことの切り分けができたわけです。

だから、児童ポルノ等々の犯罪行為と、例えばポルノのように「私にとってはいいけれ  
ども、私の子どもにとっては、それは有害だ」ということのグレーゾーンは、なかなか政  
府が決めにくいので、そこはレギュレーションではなくて、私たちのような産業がどうに  
かしてくれという形に切り分けてほしいというような話で、これが進みました。

しかし、その点はよかったです。では、例えばそのフィルタリングをするには、「こ  
のソフトウェアを使いなさい」とか、そこに進むとこれも同じような結果になるので、そ  
こは民間のイニシアチブに任せて、その結果を見てほしいと。

ですので、規制があってほしいものと、そこは待ってほしいところのそのあंबあいとい  
いましょうか、そこがやはり非常に難しくなってきました。

同じようなことはそのデータセンターについても言えます。今、霞が関クラウドという  
か、霞が関のいろいろなデータを一つに統合しようという試みがなされて、それは非常に  
喜ばしいことだと思いますけれども、では、それが必ず日本にないといけないとか、日本  
のデータセンターでないといけないとか、それはどうかなど。

なぜかといいますと、2つの観点があって、どういうアプリケーションをお使いになら  
れるのか、ちょっと、後でお話をした方がいいと思いますけれども、また日本独自で何か  
をつくって、そこで日本独自で閉じられたことをするよりも、例えば日本郵政のように、  
既にある、使われるものを利用して、もう、明日からでもそれで使えるようにして、そう  
したらそのサーバーがいつも日本にあるとは限らないのです。時間軸によって、いろん  
なところが変わっていったりする可能性もあるわけです。

ですから、そういう意味で規制は必ず必要ですけれども、自由な経済活動を妨げないよ  
うな形の規制にしてほしいというようなことがあります。今のそのデータセンターについ  
てもそうです。データを共有して、日本に置かないという意味ではなくて、その一部バック  
アップを例えば第三国に置く、アメリカに置くということは必ずあり得るわけなので、  
そういうことまで禁止してしまうと、もう、要するにビジネスの幅が狭まってしまおうと。

あと、やはり、多国籍企業、日本の中でも多国籍企業がたくさんあると思いますけれど  
も、営業をしている時間によって、動いているメインのサーバーも替わっていきますので、  
そうしたときに非常にビジネスの妨げにもなるので、そういう規制は非常に好ましくない  
と思っています。

あと、コンテンツのところ。「知的財産の保護とコンテンツ」というところですが、こ  
こは私たちの中でもかなりディスカッションがあって、一つにまとめることが結構、難し  
いところでもありますけれども、昨今の「デジタルコンテンツを海外に」というような政



策の中で、やはり、日本の中でのその下請構造の中で、今、コンテンツが制作されている状況では、今後、なかなか、国際競争力があるようなコンテンツを生み出すのは難しいのではないかと。

端的に言うと、本当に下請の中でいろいろなコンテンツをつくっているのと、それが海外に出ていくのはなかなかマッチしないのではないかと。反対に言うと、テレビ局とか、そういうところがある種、いいか悪いかは別ですが、イギリスのプライムタイム・アクセス・ルールとかフィンシン・ルールのような、「その独自のコンテンツをこの放送時間に流しなさい」という規制があったことによって、独立系のそういう制作会社が生まれてきた。

そういう背景もあるので、ここは規制がないから、今のままであった方がいいのか、あるいは、ある種、新しいプロモーション的な規制をかけることによって、今まで下請構造の中にあつた人が「上請」というか、一次請けでコンテンツが制作されるような状況を招来するような方がいいのか。これはあるのではないかと。私たちとしては、そういう規制はあってもいいのではないかというスタンスでございます。

それから、私的録音録画制度はいろいろ物議を醸しておりますけれども、もう、これは技術によって解決できるので、時代遅れのものだと思っております。いわゆるDRMというものの技術が非常に進んできて、どこで買ったどういうコンテンツがだれによって聞かれるかということが、基本的に管理できるようになってきております。反対に言えば、そうやって聞いたものに関して著作権者にきちんとコピー・フィーをお払いすることも、仕組みさえ整えば、技術的には可能となっております。

ですので、私的録音録画補償金制度は過渡的な制度としては理解できますけれども、もう、今の技術の中でその仕組み、あるいは法律は必要ないのではないかと考えています。

次にユーザー制作型コンテンツ、いわゆるユーザー・ジェネレーテッドとか、いろいろ言われているものですが、これについての内容の規制をどうするのかという話があります。これも基本的には一般的な著作権を使用することにはなりませんけれども、その内容についての規制は、まずはやはり業界に任せてほしいということです。

勿論、公序良俗に反することとか、児童ポルノのように刑法に反することはだめだという前提ですけれども、やはり、ある種、規制とか、政府がその内容にまで立ち入ってしまうと、このせっきくのユーザーのつくったコンテンツの発展を妨げることになるので、その規制はちょっと待ってほしいというところでございます。

○フォスター理事兼副委員長　また、表現の自由を危うくする。

○杉原委員長　その次ですが、「標準化とイノベーション」というところになります、やはり、このプロプライエタリ（独自）なシステムを使ってしまうということに対する危惧があります。

後で調達のことで申し上げますけれども、例えば大手事業者さん、NTTがNGNという独自の技術を使って、それがあたかも今後の技術であるとか、それを使わないとセキ

セキュリティが担保されないかのようなサービスのような話は、ちょっと、いささか違うのではないかと。

また、それがNTTさんのような大きな事業者さんがやっているがばかりに、その影響力が非常に強くて、それによらないような技術はそのセキュリティが保証されないという思いを消費者に抱かせてしまう。あるいは、今後のIPv6という技術はそのNTTの技術を使わないと無理だというようにミスリードをさせてしまうこともあるので、特定の技術と、それがかなりドミナントな事業者がそういうことをプロモーションするというのは、規制かどうかはちょっと微妙な領域かもしれませんが、かなり注意を要し、何かの決まり事が必要なのではないかとも思っています。

反対に、役所の方向性として、何となく、日本でつくったものを世界の標準に持つていくとするのですが、それは常識的に考えて難しいのではないかと。反対に最初からグローバルなプレーヤーである私たちも含めたものを、標準化のプロセス、日本でも世界でもいいので、そこでディスカッションをすることによって標準化を広めるべきですし、インターネットの中で余り拙速に「これが標準だ」とやってしまうと、多分、次に来るテクノロジーはそれより上なので、全体的に何となく昔のISDNのようなことになるのではないかとというように懸念をしております。

それから、少し利活用的なところに入らせていただきます。

○フォスター理事兼副委員長 最後に規制について申し上げたいことがあります。やはり、2つのことが結論的に重要だと思います。その一つは、これは日本のIT分野の最大のチャレンジだと思いますが、やはり、NTTをどうするか。

NTTがいい、悪いということではない。問題は、元々の独占事業者として、NTTはどうやって市場原理に基づいて、そういう市場条件、市場環境をどうやってつくるかはかなり大きなチャレンジだと思います。

これは引き延ばして先にする問題ではありません。また、後に回す問題ではありません。ITの規制改革を考えれば、入り口はNTTです。今、NTTのマーケットシェアが7割から8割近い訳で、技術の規定とか料金の設定に関してNTTの勢力は大きい。

先に申し上げたイー・モバイルの事例で、データカードがどうして安くなったかという、それはイー・モバイルのような、小さいけれども、非常にビジネスセンスがある会社が、競争できる製品を市場に提供した結果です。これで、データカードが安くなって、それにより利用が増えて、ネットブックブームが起こされたのです。

もう一つは、これが非常に大事ですが、インターネットは基本的グローバルという点です。先に杉原委員長が言ったように、ガラパゴスになってはいけません。つまり、規制緩和、規制設定をするためには、日本は絶えず国際市場、国際のトレンドを自分の規定と調和しなければならないのです。

つまり、国際的にどうなっているかを踏まえて初めて、規制を考えるべきだと思います。何かを独自につくって、何となく後片づけのように外の世界と調和するなど、全くインタ

インターネットの世界に通用しません。日本は孤立してしまっていて、いま以上、競争力を失うと思います。

例えば、非常にいい事例が携帯電話です。日本の携帯電話は素晴らしいけれども、日本以外の国で使えません。マーケット・オポチュニティーはインターネットにおいて、携帯よりも 100 倍、1,000 倍の大きさです。こういうチャンスを見逃したら、新しい会社、新しいアイデアが日本の市場に入らず、日本の経済改革、経済再建はあり得ないと思います。

○杉原委員長 調達のことで規制に関係があるようなことを幾つか、お話をします。一つは政府調達ですが、昨今、調達の基準が総務省で改善していただいたことは非常に喜ばしいことです。その実施の中でいわゆる要件定義と開発、それから運用を、段階的に分けなさいという方向性がでていきます。

それで、要件定義からあるベンダーがやって、それから、開発もやって、運用もやるということをしてできるだけやめて透明性を確保しようとしています、これがなかなか思ったようにいっておりません。

会社としては分かれていても、実は内実としてはそうではないというケースが非常にあります。全体的なコスト・ベネフィット・アナリシスというか、いわゆる運用の最終段階まで見たコストがどれぐらいかかるのかということがまだできていなくて、どうしても、ここからはレギュレーションになるとは思いますけれども、今の調達の中では安く値段を出したところがどうしても落ちてしまうという形の中では、それが運用の中でいわゆるペイバックされるシステムがどうしても続いていってしまう。

ですので、その調達の中でトータルで、例えば、これは 10 年使ったら幾らかかるのかというような、勿論、適切なサービス・レベル・アグリーメントの中での運用ということになりますけれども、それを結ぶことによって、例えばこのシステムを 10 年使ったら、まず開発コストが幾らで、運用コストが幾らで、トータルで幾らかかったかというような形のシステム調達にしなければ、どうしても、後々の運用で最初の開発の部分の調達になってしまうと。これが一点です。

二点目は、大きな、複数年にわたるような大きな開発の場合は、いわゆる単年度予算では、これはなかなか回し切れない。確かに繰越明許などのプロセスを使ってその複数年ということはできないわけではないのですが、御承知のように、議会マターになるようなこういう問題は、事実上、難しいということになっています。

しかし、一年でできないものは世の中にはたくさんありますので、それを適切なモニタリングをしながら、どのような形で複数年予算というか、全体のプロジェクトに対する予算を決定し、それを執行していくのかというのは、これは現在の規制の中では非常に難しいということになっております。

ですので、あらかじめ合意をしたスケジュールに基づいて予算を執行していくようなスタイルとか、いかに単年度の予算に縛られることなく、複数年できちんとする仕事にお金が振れるかというのは考えてほしいと。そうでないと、単年度でやってしまうと、事実

上、大手がそれを取って、圧倒的な競争力でそれを開発してしまうということも可能ではあるし、反対に、いわゆる資金的に余裕のある企業でないという仕事が受けられないという問題も出てくるので、「複数年度予算的」といった方がいいのかもしれませんが、大きなプロジェクトには大きなプロジェクトがかかる期間に基づいた予算と予算の執行を規定するような決まりが欲しいということです。

次に、同じような開発のことで申し上げますと、いわゆるプロトタイプ型開発、「試作品開発」といいますけれども、こういう開発方法も、やはり最近、増えてきております。いわゆるスクラッチから物事を開発、昔で言う大工さんが一から木を切って木造住宅を建てるようなシステムもございますけれども、最近はある程度、モジュール化をしているので、そのモジュールをある程度、組み立てることによってプロトタイプができて、そのプロトタイプを一回、つくって、それにバグとりをしたり、そこを検証することによって最終的なシステムをつくっていくという開発の方法も、最近、増えてまいりました。

しかしながら、予算立てがそれをなかなか可能としないというか、本予算とは別に、例えばプロトタイプ予算の開発を認めるような制度とか、一つの予算を今のようにプロト開発と、それからその本開発というか、バグとりでもいいですが、それに執行するようなその調達、分けるような調達プロセスとか、あるいはプロトは一社にやらせるけれども、その後の検証及び再開発については他社でもできるようにとか、そういった柔軟な形での予算を使えるようなレギュレーションになれば、望ましいのではないかと思います。

最後のところですが、このITシステムにおける、私が見る最大限の問題点は、そもそも、政府とか、民間も結構、そうですけれども、調達をするところには実はそのインテリジェンスがないので、ベンダーさんとかの力を借りて、ベンダーさんにまず仕様書を書いてもらってと、ベンダーさんに開発の初期段階から入ってしまっているわけです。

そのベンダーさんが書いた仕様書に基づいて、取らなければいけないから、昔で言う「一円入札」とか、安い値段でベンダーさんが取って、それが運用を引き受けることによってそのペイバックをして全部が賄われていくというシステムが、実はこのSIのソリューションの分野ではずっと行われてきて、今もそのレガシーが続いております。

ここの最大の問題は、その木造住宅のようにつくったそれがほかに転用ができない、発展性が乏しい。そこをベースにしないと、その次につながらない。そして、プロプライエタリであるからこそ、ほかのデータと連携して新しいサービスが生めない。

例えば、気象データと農業の収穫データを2つ併せることによって、「こういう気象のときは種まきをしたらいい」とか、いろんなことがこれからできるはずですが、そういうことができず、コスト高で、開発期間もかかる。実はそういうことがここの最大の問題なので、ここに対してその規制と、規制の執行をどうするのかというのが、最大の問題点であり、今ある規制ではなかなかそこに対して切り込めないなというふうにも、私たちは思っています。

今、幾つか申し上げました、次年度とかプロトとか何とかはその糸口ではありますけれ

ども、その本丸のところはどうやって切り込んだらいいのかというふうにも思っています。

反対に、そのプロプライエタリなシステムから何かグローバルに連携可能なシステムに変えてくれるときは、減価償却をすぐ終わらせるとか、何か促進策も含めて、何か施策として取り組んでいかないといけないのかなという気はしております。

あと、政府のシステムのそのアーキテクチャーをプロプライエタリにするなという話。これはレギュレーションと関係があるのかどうかわかりませんが、そういうこととか、相互運用性とか、政府の業務をもう一回、BPRをかけるというか、精査をして、アウトソーシングできるものはアウトソーシングをすべきで、必要なところに集中すべきですが、今、そこが何でも抱え込んでいたり、あるいは自治体も同じですけれども、これはやはり決まりで、「こういうことをミートすれば、ここの部分についてはアウトソーシングをしてもいい」という決まりが欲しいなと思います。

例えばですけれども、セキュリティーのために市町村が自分のところにデータセンターを持つ。これは実は余りメイク・センスをしていなくて、預けた方が、安全だったりします。ただ、いわゆる世論に言われたら、そのことに対して「いや、私たちは」とは言えません。だから、そこに「こういうリクワイアメントに達していれば、それはアウトソーシングをしてもオーケーですよ」という規則が反対にあった方が、ここは思い切って自分たちがそういう機械の管理をしなくていい、それはプロに任せることになり、それがセキュリティーもプライバシーも運用性も、それにつながる可能性があるので、反対にそういった決まりがあれば望ましいかなと思います。

○中条主査 今のアウトソーシングの話では、おっしゃることはよくわかる話ですが、できるだけ、「こういうことをやったら、こうなった」、あるいは「こうならなかった」という具体的なケースを教えていただけるとありがたいです。

例えば、ある村が、Aというものをアウトソーシングしようとした際に、できなかったというケースですとか、あるいはアウトソーシングをしようと思ったけれども、途中で計画が頓挫してしまったというケースですとか、そういう具体的な例があると、ありがたいのですが。

だからといって、別にその村に行って、「これをやれ、直せ」という話をするわけではありませんが、そういう事例が幾つかあれば、そういうことがうまくいくように、どこかの規制を変えればいいのかということを我々は検討していく。一般論はおっしゃるとおりですが、規制改革会議ですので、一般論は我々もわかっており、だからこそ、規制改革会議の委員をやっているわけです。そんな外資規制のことについては、皆さんよりも私の方がかなりラジカルなはずなので、今、一般論を御講義いただくよりも、具体的な議論、ケースを是非、教えていただいて、それに対して対応していくということを考えていきたい。

○渡辺委員 例えば、今回、定額給付金の手続がありましたけれども、あれは新聞報道によると825億円の費用がかかったと。その多くは銀行の振込手数料とか人件費というふうに言われていますが、各地方、市町村ごとに郵便で送ったりとか、手続がばらばらだった

わけです。

ごく一部の市町村が、我々の仲間であります米系の会社のいわゆるサービスを使いまして、セールスフォースという会社ですが、そのシステムを使って、その定額給付金の配付作業をやったという例がありますけれども、ああいうものはもう全国统一でやるものですから、本当はもっと何か効果的に総務省の方から「こういう手続で、こういうふうに行なさい」という指示があれば、かつネットを使えば、もっとコストをかけずにできたはずではないかというのがあると思います。

○杉原委員長 アウトソーシングのところで言えば、一つひとつの市町村は似てはいるけれども、一つひとつ、違ったシステムを使っているのです。実は今でもベンダーさんのアウトソーシング・センターのようなところで預けたりはしているのです。

でも、実際、法定委任されている業務が半分以上もある中で、その全部のシステムがばらばらなので、そこを一つにまとめるビジネス的なメリットが立ちにくくなっている。今、ちょっと渡辺委員の方から話がありましたけれども、そもそも論で言えば、国から「法定委任しているものはこのシステムを使いなさい」というような取り決めが例えばあったとしたら、それは横軸でその市町村さんたちはその部分はアウトソーシングできるということになると思います。余り具体的ではないですけれども。

次は余りにも具体的過ぎるのですが、例の医薬品の話でございます。

○中条主査 医薬品のインターネット販売の話ですか。

○杉原委員長 はい。医薬品のインターネット販売です。

○渡辺委員 医薬品の話は非常に規制改革会議でもやっていただいて、大変、残念な結果に陥りましたが、結果的にやはり離島とか継続使用の方はインターネットは対応できないものですから、今、事実上、弊社は全部、今、とめている状態になっております。

次にあるのは、多分、食品の表示の話が次に出てくるだろうと思っていまして、今度、農水省の方でインターネット上で食品の販売をする場合の表示の在り方を、JAS法とは別に、今、立法を検討されていまして、今度、検討会が恐らく今月中にできる予定になっています。

実ビジネスということで、いわゆる食品のパッケージにいろんな原材料名とか消費期限とか、ああいうものが書いてありますけれども、ネット上で販売する場合にどうするのかという議論が、今後、行われてくることになっています。

勿論、消費者の安全確保のためにやるべきことはやらなければいけないのですが、薬のように何か事実上、ビジネスができなくなるようなことにならないように、今、非常に気にしておいまして、是非、その辺、我々もウォッチするつもりですが、会議の方でもよくお目配りをいただければありがたいなと思っております。

○杉原委員長 あとは、どちらかというところソーシャル・インペディメントのようなところが多いのですが、まず、一つは医療の中での無線のユーセージが非常に限定されておいまして、一般的に使われているようなその技術が一回、一回、医療デバイスという形の中で

承認を取らなければいけないというのはどうかなど。医療機器ということになれば、例えば一つのパソコンですが、弊社の場合、パソコンには必ず無線LANの機能がほとんど付いております。それがバックオフィスで使われる場合はそのままいいのですが、それがお医者さん、例えばそれが持ち運びをしたようなタブレット型で、患者さんにそれで写真を撮ったり、そこからデータを飛ばすと仮に仮定すると、それはもう医療機器になってしまうので、それは一個一個、承認を取るようになります。

○中条主査 医療上の規制にそれが引っかかってしまうということですか。

○杉原委員長 引っかかってしまうのです。実際にあったケースを一つ申し上げますと、アメリカで開発した持ち運びできる医療PCで、データを飛ばすのは無線LANです。それから、聴診器はブルートゥースでやっているのですが、この機械を日本で承認してもらうには、とてつもない作業量と日時が必要となり、事実上できませんでした。

○中条主査 これは要するに「医療の安全という観点から、それはいけない」ということですね。「ちゃんと許可を取れ」という医療上の規制とバッティングするという話ですよ。

○杉原委員長 はい。そうです。では、病院の中ではWi-Fiを使っているし、ブルートゥースも使っているわけですよ。例えば、一個一個やるその手続がもうおおよそ面倒くさくて、ものを売る利益とそのコストがもう見合わないという状態になっています。

ついでに無線のことで言うと、これからいろいろな無線の技術が入ってきますが、一つのチップの中にいろんな無線のモジュールが入ります。Wi-Fiも入るし、Wi-MAXも入るし、LTEも入るし、3Gも入ります。それが一個の中に入るので、例えば今の総務省のプロセスでは、その一個について承認を取らなくてはいけなくて、包括についてその承認は取れないのです。

ただ、一つのなかで3つも4つもそういうチャンネルがあるものは、3つも4つもこの承認を取っていかないといけないので、それは先ほどのお話で、コストにはね返ってくると。

○中条主査 それは電波法上の規制ですか。

○杉原委員長 電波法上ですね。いわゆる無線局はある技術があって、その規定をされるわけですから、無線LANの技術とWi-MAXの技術と3Gの技術が一緒のところに入っていくと、3つ、無線局として認定をしなければいけない。「でも、実は一つのモジュールなのです」ということが今後起こってきます。

○吉田参事官 前におっしゃっていた部分は薬事法の話ですか。今、薬事法の話と無線局の話が混同していませんか。

○杉原委員長 今のは、別の話です。薬事法の話は、例えば一つのデバイスの中に、これはチップではなくてWi-Fiの部分と、それからブルートゥースがイクイプされているものを取ろうとしたけれども、それもやはり難しかったと。

○吉田参事官 それは薬事法の関係ですね。

○杉原委員長 そうですね。

○吉田参事官 薬事法と、電波法が同時に関係することもあるのでしょうか。

○杉原委員長 勿論です。例えば、将来、出てくるようなデバイスは一つの中にいろいろな無線の方式が出るようなものが入ってきます。それを有効に使えばいいのですが、その一個一個についてまたその承認を取っていかなければいけなくなります。

勿論、一回はそれが人体に影響はないということはやりますけれども、その一個のモジュールなのに、3つも4つも様式が入っていると、その一個一個について取っていかねばいけなくなる。これは多分、規制上の問題ではないかと思います。

○渡辺委員 あと、医療の方で、医療はレセプトのオンライン化とか、部分的にいろいろなことが議論されていますけれども、この提言ではとにかく医療、ヘルスケア全体を見てITを進めましょうというものなのです。中でも、多分、手つかずになっているものが2つありまして、一つは電子処方箋。これはもう厚生労働省でも棚上げ状態になっていまして、薬剤師会の反対もありまして、IT本部でももう手が付けられないという状況になっています。

それから、もう一点は、先ほどの個人情報の絡みもありますが、いわゆる診療報酬請求のデータが支払基金に集約されていますけれども、これはナショナル・データベースとして蓄積されるのですが、この匿名化されたデータベースを使用できるのは国または研究者という位置づけになっていまして、製薬企業などの民間企業は使えないという状態になっていまして、やはり、この膨大な日本のこの患者さんのデータをこれから薬の開発とかそういうものに活かさないで、資産としては非常にもったいないような気がします。匿名化された情報の二次利用を、是非、民間開放すべきだと思っています。

○杉原委員長 あと、それに付け加えてですけれども、そもそも、カルテはだれのものかということをもう一度、規定をしていただいて、コピーライトがだれにあって、所有権がだれになるのかということと、これは医療関係者ではなくても、患者さん、あるいはそのカルテのオーナー、ヘルスケアが認めた業者にそれを預けるということは認めてほしいということは、書いております。重要なことでございます。

あとは遠隔医療、遠隔治療に関しては、これは言うまでもなく、診療報酬を付けてほしいということなんです。

あと、対面医療とか対面販売は本当のフェース・トゥー・フェースが基本になっていまして、例えば、今回政府がエコポイントなどによって皆に地デジを普及させようとしていますが、家の中でハイデフなイクイップメントがいっぱいあるわけです。カメラも。それに、光ファイバーや無線で相手につながる手段もあるわけです。

ハイデフでつながるその2つのデバイスを使っても、それが対面と言えない。それは何なのかということです。それを何とかしてほしいというのはあります。それは大きなビジネスチャンスにもなりますし、やはり、消費者の皆さんの利便性が著しく向上すると思います。

これは医療だけではなくありません。教育の分野もそうですし、あらゆる分野においてその



対面ということの定義を、本当に息が聞こえないといけないのかどうかという。

○中条主査 顔色を見なければいけないのかというお話ですね。

○杉原委員長 ハイデフで見た方が、ひょっとしたらしわまで見えるかもしれないというのはあります。

あとは、これは特定のどの規制がそれに影響しているかということまでは私たちはまだ調べておりませんが、例のスマートグリッドとか、いわゆる新環境、日本は送電と発電が分かれていないというのがありますけれども、その中で、やはり御家庭とか地域でつくられた電力、あるいはそのストレージですね。

例えばですけれども、昼間、太陽電池でつくった電気を車に乗らないからプラグイン・ハイブリッドの車にためておいて、また使うときに出すというユースケースは今後あると思います。けれども、そのこの部分の、それを全体としてスマートグリッドというのであれば、今の電力会社さんの行動様式はそれに対しては非常に後ろ向きであると。

ですので、それこそIT網を使って最適な電力源と最適な電力蓄積とその配分をしたいと。今、これは始まったばかりですので、どこがその規制がかせになっているとか、障害になっているとか、実はまだわかっていなくて、何となくいっぱいあるような気はしますけれども、それよりも目の前に電力会社さんなどが大きくはだかかっていて、その向こうに飛べないという状況もございまして、だから、そこについてはどの電力か、どの規制かというのは言えませんが、全体としてスマートグリッドの技術を促進してほしいという提言はいたしております。

あと、在宅ワークについて、これは法律ではなく、その行動様式の問題の部分もありますが、でも、在宅ワーク、あるいはそれに近いようなことをしていたときに、例えば保障、何かあったときの保障の在り方とか、昇進の在り方とか、そういったものの法の整備がまだ不十分ではないかと思っていて、それもこのテレワークが進まない一つの原因なのではないかとも思っております。

しゃれではありませんが、国会議員さんも委員会に呼ばれたときはテレワークでやってもいいのではないかという提言もしているのですが、やはり、何か制度をきちっとしていただいて、そこにテレワークのようなシステムを入れることによって、環境とライフワーク・バランスのようなものも何とかしてほしいと。

そういう意味で今の遠隔通信とか、今のフェース・トゥー・フェースの規定とか、そういうものが重要になってくるのではないかと思います。

○中条主査 まず、最初のNTTの独占力というか、市場支配力というところの話ですけれども、具体的にその議論をしていただく上での、エビデンス等がありますでしょうか。要するに今のローカルネットワークを開放している、アクセス料金、アクセス・チャージの選定の方法がこういう点で問題があり、ここはこうすべきだとか、そういう議論はありますか。

○杉原委員長 これは他のメンバーからの仄聞なので、事実関係は確認する必要があると

と思いますが、一応、今の積み上げ方式は、N T Tがかかった費用に対して積算しているわけです。事実上、彼らが使っているその施設に関してのいろいろな下請さんとか、独自の仕様とか、使っているわけですが、そこに競争原理が働いていないのです。

ですから、その算出された根拠であるそのコスト自身がそもそも自由競争の中で入れられたコストではなくて、自分たちのファミリー企業の中で積み上げられた高目のコストによって算出されているというのは、仄聞も含めてですけれども、問題を感じております。○中条主査 ただ、それを言うと、一方でN T Tの方が何と言うかということ、そういった形で算定したアクセス・チャージは必ず総務省からもっと下に下げられてしまって、だから、投資ができなくなるということを使うわけです。

だから、やはり、そのところはきちんとした議論をちゃんとやらなければいけないところなのかなと思っています。新規参入する方からすると、安ければ安い方がいいわけですから、そうすると、しかし、そのN T Tのネットワークを使う限りにおいては、一方でN T Tが投資をしないと、これはやはりうまくいかない話ですから、そのところについての議論をきちんとやる必要があります。

いわゆる長期増分費用で計算するという議論で、今、やっていますが、長期増分費用のもともとの部分が、それはおっしゃるようにN T Tの経験コストであるから、それは競争下よりも高くなっていると主張することもできるけれども、一方で、だから、こんなに下げられているから低過ぎるのだという反論もできることになるので、これは水かけ論になってしまうということです。だから、やはりそこはきちんと理論的にこうあるべきだという議論をしなければいけないということです。

それから、もう一つはN T Tの競争力が果たして本当に市場支配力を持っているのか。これはかなり議論があるところです。最近、ようやくN T Tは盛り返してきましたが、特に御承知のとおり、大阪などではどんどん光回線を引くところがありまして、十分に競争にたえ得る分野ではないかということです。だからこそ、下がったシェアをN T Tが頑張ってもとに戻した、少し戻したということも言えるわけです。

ですので、余りその原理論だけでこの話をすると、かえって競争を阻害するような形になるところがあるので、是非、アメリカの経験等々を、これも踏まえた上で「このように考えていくべきなのだ」という議論をしていただけると、ありがたいなと思います。

それから、規制と産業振興の分離という話、これはもうおっしゃるとおりで私もわかりますが、ただ、一方では独立委員会の組織が果たして望ましいかは、別途、議論のある話です。当然、それだけ組織ができるわけですから、むしろ、これは政治・経済制度をよく考えてやらないと、アメリカのようなところでは独立委員会はとても効率のいいシステムであったと思うのです。まさにC A Bのように、独立委員会そのものを廃止することが可能な国なのです。

日本の場合は、これは一たんできたら、いつまでもありますよ。かえって、そちらの方で行政コストが高くなるのではないか。要するに、今、分離したのはいいけれども、とこ

ろが、総務省は総務省でやりますし、経済産業省は経済産業省でやりますし、それから独立委員会は独立委員会でやりますし、公正取引委員会は公正取引委員会でやります。そうすると、産業はたまらないのです。三重規制、四重規制の話になってくる。

ですから、そこは、これもかなり慎重に考えなければいけない。理想はそうだと思いますが、現実の日本の状況というものを考える必要があります。だから、そういう日本こそ変えなければいけないのだということは全く、私もそのように思いますけれども、物事を長期と中期と短期で見ていくということを考えたときに、長期的には勿論、そのとおりですが、中期的な視野で考えたときにどうかということも見ていかなければいけないと思います。

あと、ほかの幾つか、具体的な例を挙げていただいたところに関しては、少しこちらでも必要な場合には、その担当の部局とヒアリングをするなりします。それから、もう一つは、例えば医薬品の問題等々は、これはほかのタスクフォースが担当する方がむしろ効率的だということもあります。医療のタスクフォースがありますので。

私ども、ITのタスクフォースのところでやる話は、かなり電気・通信プロパーに関するところを扱いますので、例えば今の医薬品の問題等々、こういった点は、医療のタスクフォースにはお伝えをします。「こんな御要望がありますよ」というお伝えをするという形で割り振りをしたいと考えております。

それで、電気・通信プロパーの話として今の電波の話ですが、オークションをやるべきかどうかという議論については、私は比較的、個人的にはオークションが好きな人間でありますけれども、日本の場合、オークションという制度までなかなかいかないわけです。

空港の発着枠に関しても、規制改革会議は前から「オークションでやりなさい」ということをずっと言っていますが、規制当局の方はなかなか「うん」と言わない状況がある。その中で、その一つの妥協の方法というのは、要するにオークションを入れろというところはまさにおっしゃったように、もう少し、官がやっている資源の配分に市場原理を入れなさいということですよ。

その空港の場合には、オークション制度がいきなりは無理なのであれば、例えば時間帯別の空港の使用料とか、それから空港別の使用料をめりはりつけるとか、そういう方法を検討しなさいということを行っているわけです。

電波の方も幾つか、具体的に「こういう部分が問題なのではないか」ということもいただきましたので、その点はまた我々の方で、内部で検討をいたしまして、オークション制度とまではいきませんが、そういう市場原理が可能な部分があるかどうか、そこも検討をしてみたいと思っております。

勿論、すべてのことについて、こういったいただいたものについては内部で議論をした上で、必要な場合には、担当官庁にも、実態はどうかということヒアリングをしたいと思っております。場合によっては誤解がある場合もあるかと思っておりますので、そういったところも正していきたいと思っております。

○杉原委員長 電波の有効利用のために、公共が使う電波についても電波利用料を払えというのが、一応、入りますので、例えば自治体が使おうが、警察が使おうが、それは払ってくれと。勿論、国庫に入って、国庫に戻るわけですが、それが入っておりますので。

○中条主査 私はどちらかというと、それは金を払うべきだろうと考えなのです。官であろうが、民であろうが。何でそういうことを言うかということ、イコール・フィッティングをやっておかないと、実は現実的には、本来、官がやるべきではないものを官がやっている場合があるわけです。そのときに官と民とのイコール・フィッティングにならないという話の一つあります。

それから、もう一つは官がやるべきではないのだから、民営化しましょう、民間に開放しましょうといったときに、途端に、今までただでやっていたのに金を払わなければいけなくなる。だから、その民営化が進まないという部分があるので、むしろ私は官であろうが、民であろうが、払うべきものは払う。これは電波に限りません。そういう考えでいるということだけ、申し上げておきたいと思います。

○杉原委員長 一つは、ちょっと具体案に書いてしまっていますが、例えば地デジの跡地に I T S が入りますが、それがいけないというわけではありませんが、その標準が余りにも日本独自で、せつかく海外にコーディネーションされたその周波数帯を有効利用していないのではないかと思います。詳しく言うと、700、800 のメガヘルツ帯に I T S の技術を、日本独自の技術を入れてしまうわけですね。そうすることによって、例えば日本は島国だから、自分のところの車が外国に走っていくことは余りないから、それでいいと思っているソリューションなのですが、これが例えば海外なら隣の国にはすぐ行くわけですね。日本も実は韓国には行くわけですね。それを不可能としているのが、一つです。

結局、そういう形で開発された I T S の技術は国際的にスケールしないから、国民にとって非常にコストの高いもので、相互運用性のきかないものになってしまうと。

○中条主査 つまり、一つは日本の車を外国へ持っていこうというときに、マーケットが狭くなりますよねという話ですね。それから、もう一つは外国の車が日本に入ってきて使うというときに、この I T S の技術がうまく適合するかどうかという話ですね。

○杉原委員長 そうですね。それは例えば、今、メルセデスベンツが、25 ギガだったか何かのプレクラッシュ・セーフティ・システムがあって、25 ギガの電波を出して、前に人がいたら車をとめてしまうのです。それは日本の電波では、そこはそういう領域になっていないから、EUでは使えるけれども、日本では使えないということもあります。と。

○川端委員 国際的には 5.3 ギガヘルツ帯を使うはずですが、それは日本でも割り当てられていて、使うことになってはいますが、それとは別にまた 700 メガヘルツ帯をそのために使おうと。

でも、海外では 700 メガヘルツ帯は I T S に使われないので、それは独自の技術、あるいは利用形態に必ずなってしまうよという議論は、総務省の研究会でも起きてはいます。ただ、もう決めたことだからといってしまいますという話が進んでいるというのは、起

きています。

○中条主査 ITプロパーの話でいくと、やはり、DSRCとかITSとか、そういうものを進めていく上で、もし、その制約になっているような話があればという話ですが、どちらかといえば、その分野における問題であることが多いわけですね。対面販売の場合も、これは医薬品のインターネットの取引の話でも、ITの方の規制ではなくて、医療の方の規制なのです。

私はそういうたぐいのものが随分たくさんあると思っていますが、それはやはり、ITによって一遍に変えようと思っても、なかなか、それぞれの分野の既得権を持っている人たちがいて、変わらないという部分があるので、やはり、それぞれの分野ごとにやっていく必要があるのではないかと。

とはいえ、IT化が進めば自然と意味がなくなってくるというものも、やはりあると思うのです。だから、それはまさにビジネスマンがどんどんこれに挑戦していくことが大事ですし、そのためには、余り日本の慣習のことを考えない外国の人たちがどんどんそういうところに挑戦をして、「日本人がおかしなことを言う」「関心はあるよ」「おかしなことを言っているよ」とか、「でも、私はそんなことは知らないよ」と。

日本人はやはりそれを気にしますから、なかなか動きにくいのですが、外国の人たちはそういうところを余り気にしないで動かれると思いますから、是非、どんどん、そういう分野に積極的に挑戦をしていただきたいなことだけ申し上げます。また、引き続き、今日、お伺いしたことの中で「この辺、ちょっとわからないので教えてください」とか、いろいろあるかと思います。あるいは新たな要望等々、あるかと思しますので、引き続き、議論をする機会を持っていきたいと思しますので、何とぞ、よろしく願いいたします。

○吉田参事官 この資料は報告書のサマリーですか。それとも、報告書そのものですか。

○杉原委員長 サマリーです。

○中条主査 そういうのをお出しになるのは結構だと思いますが、要するに我々としてユーザフルかどうかという視点からいくと、具体的に「こういうケース」というのがあるということを教えていただくと、それは大変ありがたいということです。

それから、若干、状況の誤解等々があるところがあるかもしれませんから、これはもう少し、報告書をお書きになるときは、それぞれ、裏を取って書いていかれるといいかと思えます。

せっかく、いいことをおっしゃったのに、どこかでちょっと事実誤認があったりすると「全部がだめだ」という言い方をされてしまうことがありますから、その点はお気をつけになった方がいいと思います。

○フォスター理事兼副委員長 断っておきたいことは、これが出発点です。25社を含む多国籍企業がこういう種類のものをつくって、それから、頭の整理のために、こういう白書をつくったのです。全般にわたって、まとまった形で問題点を取り上げて、これから商工会議所の中にワーキンググループをつくって、突っ込んだ議論をして、また事例に基づい

て、どんどん、ワーキングペーパー、ビューポイントを出すつもりです。

また、秋ごろに大きなシンポジウムを開催して、いろいろ、何か具体的なプランを出したいと思います。これはやはり一夜でできる、解決する問題ではありませんからね。

私たちは、本当に3年、5年のつもりでやっていきたいと思います。是非、よろしくお願ひします。

○中条主査 こちらこそ、よろしくお願ひいたします。

○杉原委員長 最後、それに付け加えると、実はアメリカ大使館の方にも非常に協力的に動いていただいて、日米でインターネット・エコノミーというものを、昔の構造改革協議ではありませんが、そういうものを開いていきたいと思いますということを提言しておりますので、是非、先生も皆さんのエンドースをしていただいて、その中で規制、インターネットの中における規制はどうあるべきか、本当に日米で話し合ってもらって、この2国で話し合ったことが私たちは必ず世界標準になっていくと思いますので、是非、そういった意味でも、規制改革の立場からも、是非、それをサポートしていただければありがたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○中条主査 わかりました。どうもありがとうございました。